

東みよし町

空家等

情報登録制度のご案内

東みよし町の空家等情報登録制度は直接交渉取引形式となっております。

所有者と利用希望者が直接対話しながら取引を進める形態です。

物件に関して、調べ方が分からない、相手への伝え方などのアドバイスが必要な場合は役場までご相談ください。

また、直接交渉取引形態が困難な場合、空き家コーディネーター（不動産仲介業者）のご紹介も可能です。

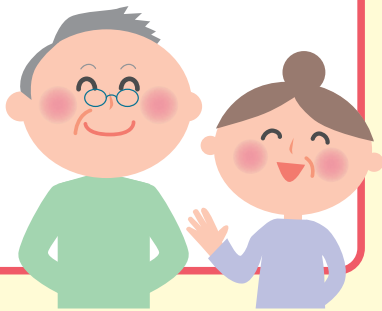


東みよし町空家等情報登録制度のイメージ図

空き家所有者

① 空き家物件の情報
登録申し込み

② 「わたしのお家の履歴書」
の記入



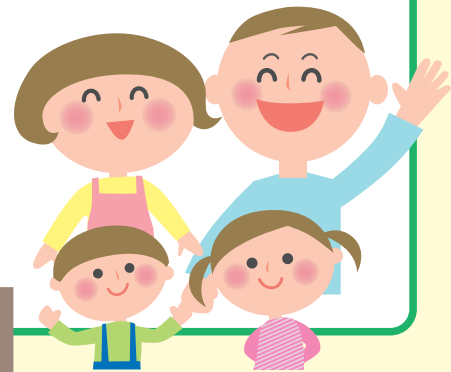
直接交渉

- ・ 連絡のやりとり
- ・ 内見対応
- ・ 交渉
- ・ 契約

利用希望者

① 利用登録申し込み

② 「自己紹介書」の記入

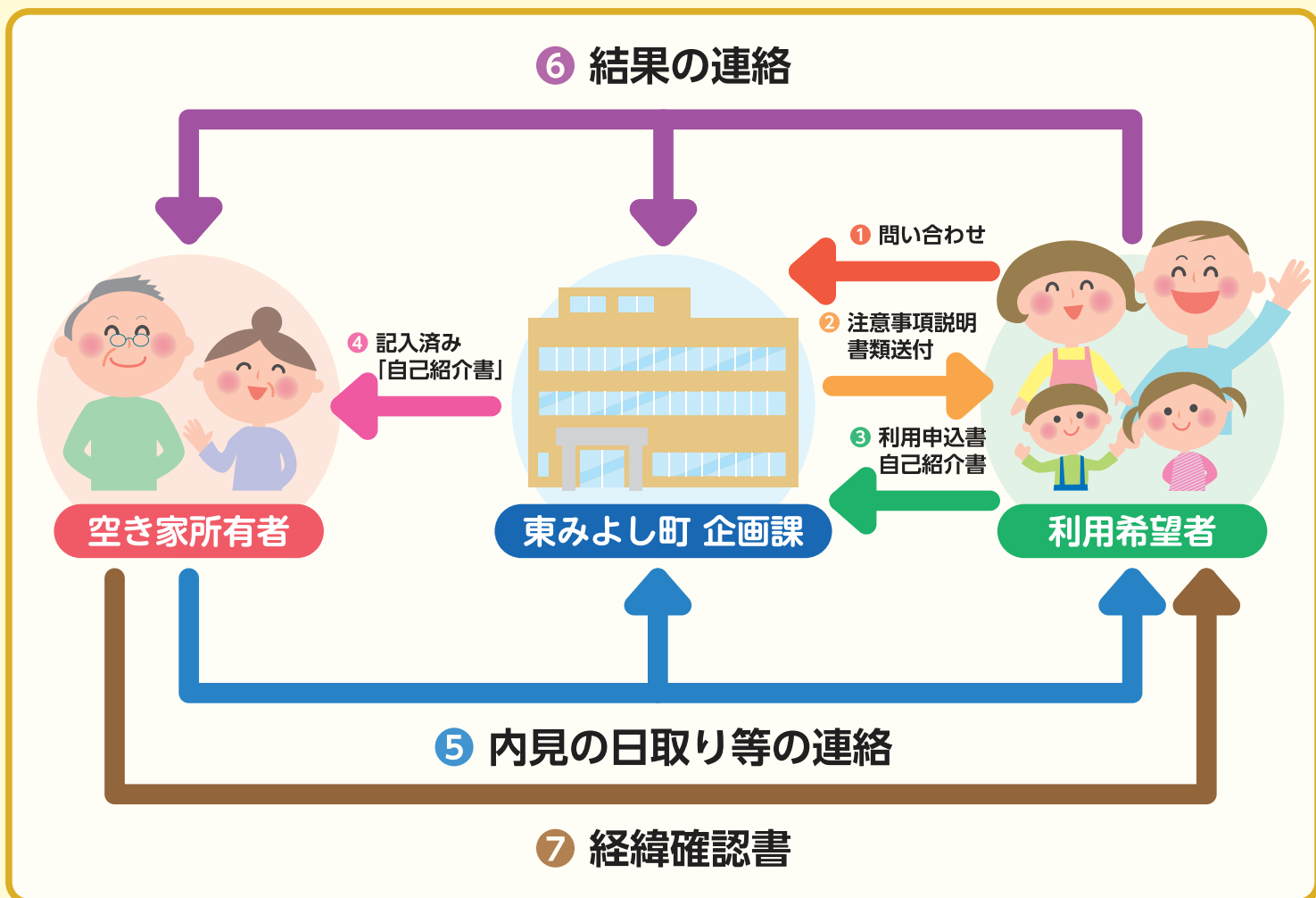


東みよし町 企画課 空家等情報登録制度

- 空き家バンク（web）への物件登録・情報発信
- 所有者、利用希望者の要請に応じて空き家コーディネーター（不動産仲介業者）の派遣
- 司法書士のご案内
- コミュニケーション手段としての書類のひな形の提供



交渉の進め方



- ① 空き家バンク（web）を見て、物件への問い合わせ
- ② 利用にあたっての注意事項説明及び必要書類『わたしのお家の履歴書』送付
- ③ 記入済みの「利用申込書」、「自己紹介書」を役場に送付
- ④ 記入済みの「自己紹介書」を送付
- ⑤ 内見などの日取りを「自己紹介書」到着後1週間以内に連絡
- ⑥ 購入の申し込み、もしくは辞退の旨を内見後1週間以内に連絡
- ⑦ 経緯確認書を送付（必要に応じて）

※空き家コーディネーターを利用の場合、売主は⑤・⑦は空き家コーディネーターが行う作業となります。

※空き家コーディネーターを利用の場合、買主は⑥の作業を空き家コーディネーターに対して行うこととなります。